

○環境省告示第百三三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号
 ニの規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づ
 く物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第百四十七号）の
 一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月八日

環境大臣 斉藤 鉄夫

表を次のように改める。

汚染分類	物質	係数
一 X類	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
	(3) アジピン酸ジメチル	一、〇〇〇
	(4) アセトクロール	一、〇〇〇
	(5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇
	(6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く）	一、〇〇〇

	。	及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	
(7)	アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上 のもの及びその混合物に限る。）	一、 〇〇〇	
(8)	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までの もの及びその混合物に限る。）	一、 〇〇〇	
(9)	アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のも の及びその混合物に限る。）	一、 〇〇〇	
(10)	イソホロンジイソシアナート	一、 〇〇〇	
(11)	ウンデシルアルコール	一、 〇〇〇	
(12)	ーウンデセン	一、 〇〇〇	
(13)	塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその 混合物に限る。）	二五、 〇〇〇	
(14)	塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びそ の混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上 かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満 のものに限る。）	一〇〇、 〇〇〇	

(15)	オレイルアミン	一、 〇〇〇〇
(16)	オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）	一、 〇〇〇〇
(17)	アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）	一、 〇〇〇〇
(18)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	一、 〇〇〇〇
(19)	クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	二五、 〇〇〇〇
(20)	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであって沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）	一、 〇〇〇〇
(21)	コールタール	二五、 〇〇〇〇
(22)	コールタールピッチ	一、 〇〇〇〇
(23)	一・五・九―シクロドデカトリエン	一、 〇〇〇〇
(24)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇〇
(25)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを 超えるものに限る。）	一、 〇〇〇〇

(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)
ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混	ジフェニルエーテル	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	ジフェニル	ジニトロトルエン	自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール	ジクロロベンゼン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	ジイソプロピルベンゼン
一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○

	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)		(45)	(44)	(43)	(42)		(41)	(40)	(39)	(38)	化合物
	トリメチルベンゼン	一・二・四―トリクロロベンゼン	一・二・三―トリクロロベンゼン	トリエチルベンゼン	デセン	ド	デシルオキシテトラヒドロチオフェン―一・一―ジオキシ	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	テレピン油	テトラメチルベンゼン	物に限る。）	多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）	ターシヤリメチルペンチルエーテル	ターシヤリドデカンチオール	N・N―ジメチルドデシルアミン	
	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○		一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○		二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一 ○ ○ ○	

(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)
フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三ま	ベータピネン	アルファピネン	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂	パイン油	白 ^{りん} 燐（黄燐を含む。）	ノニルフェノール	ナフタレン	ドデセン	ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液	ドデシルフェノール	ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド

一、	一、	一、	一、	一、	一、	一〇、	一〇、	一、	一、	一、	一、	一、
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

でのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

(イ) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

(ロ) フタル酸ジオクチル

フタル酸ジブチル

フタル酸ブチルベンジル

ブテンオリゴマー

プロピレン四量体

二五、
○○○

一

一、
○○○

一、
○○○

一、
○○○

一、
○○○

物質 二 Y 類													
(1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	(78) 磷酸トリキシリル	(77) 磷酸トリイソプロピルフェニル	(76) 四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が○・○二重量パーセント以下のものに限る。）	(75) 磷酸アルキルアリアル（磷酸ジフェニルトリルの含有率が	(74) ラウリン酸	(73) メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液	(72) 六―メチルクロロアセトアニリド	(71) N―（二―メトキシ――メチルエチル）―二―エチル―	(70) メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル	(69) N―メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液	(68) メチルナフタレン	(67) ミルセン	(66) ペンタエチレンヘキサミン
二五	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○

-
- (2) アクリル酸
- (3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液
- (4) アクリル酸エチル
- (5) アクリル酸二―エチルヘキシル
- (6) アクリル酸二―ヒドロキシエチル
- (7) アクリル酸ブチル
- (8) アクリル酸メチル
- (9) アクリロニトリル
- (10) アクリロニトリル及びブスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）
- (11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）
- (イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。）
- (ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）
-

一〇

一

一

二五

二五

一〇

一〇〇

一

二五

二五

一〇〇

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	
一から五十までのもの及びその混合物に限る。	アリアルポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十	二―アミノイソプロピルアルコール	亜麻仁油	アニリン	アセトンシアノヒドリン	アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。）	アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル	アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル	アジピン酸ジイソノニル	アジピン酸オクチルデシル	亜硝酸ナトリウム溶液	アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）
—	—	—	二五	一〇〇	一〇	—	一〇〇	—	—	一〇	—	

(24)	亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限り。）	—
(25)	アリアルアルコール	一〇〇
(26)	亜リン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限り。）	—
(27)	長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限り。）	—
(28)	アルキルアミン燐酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限り。）	—〇
(29)	アルキルアリアルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限り。）	—〇
(30)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限り。）	—
(31)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限り。）	—〇
(32)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル	—

基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。
）。

(33) 長鎖アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(34) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(35) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(36) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）

(37) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）

(38) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

(39) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体

一〇

一

一

一

一

一

一

- (40) アルキルジチオチアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (41) アルキルジチオ麟酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (42) アルキルジフェニルアミン
- (43) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (44) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (45) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
- (46) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (47) アルキルフェノールポリエトキシシラート（アルキル基の炭

一
〇

一

一

一
〇

一
〇

一
〇

一
〇

一

素数が七から十一までのものであって、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(48) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

(イ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）

(ロ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

(49) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

(50) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(51) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）

一〇〇

一

一〇

一〇

二五

(53) (52)

アルキルベンゼンの蒸留残留物

アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(ロ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十まで

一

一〇

一

- のもの濃度が五十重量パーセント又は六十重量パーセント以上のものに限る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (54) アルキルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (55) アルキルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (56) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
- (57) アンモニア水 (濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。)
- (58) イソアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)
- (59) イソアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン (炭素数が十以上のもの及びその

一

一

一
〇

一

一
〇

一

混合物に限る。)の混合物

(60) イソプレン

(61) イソプロピルアミン及びその溶液 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)

(62) イソプロピルエーテル

(63) イソプロピルシクロヘキサ

(64) イソホロン

(65) イソホロンジアミン

(66) イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル

(67) イリツペ油

(68) ウンデカン酸

(69) エタノールアミン

(70) エチリデンノルボルネン

(71) エチルアミン及びその溶液 (濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。)

二五

一

一

一
〇

一

一

一

一

一
〇

一

一
〇

一

(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)
エチレングリコールモノアセタート	エチレングリコールジアセタート	エチレングリコール	エチレンクロロヒドリン	エチレン及び酢酸ビニルの共重合体	N-エチルメチルアリルアミン	エチルペンチルケトン	エチルベンゼン	ニ-エチルヘキシルアミン	ニ-エチル-三-プロピルアクロレイン	ニ-エチル-二- (ヒドロキシメチル) プロパン-1・3-ジオールアルキルエステル (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)	エチルトルエン	N-エチルシクロヘキシルアミン	エチルシクロヘキサン

二五	一	二五	一〇	一	一	一	二五	一〇	一〇	一	一〇	一〇	一〇
----	---	----	----	---	---	---	----	----	----	---	----	----	----

(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	
オクタン酸	塩化ベンジル	塩化ビニリデン	塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三―エトキシプロピオン酸エチル	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。 (アルキル基の)	エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン (アルキル基の)	エチレンジアミン	エチレンジアミン	エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	エチレンシアノヒドリン

二五 二五 一 二五 二五 一 一 一 一 一 〇 一 二五 一 一

(108)

カカオ脂

(ロ) の混合物に限る。

(イ) オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのもの）を除く。及びその混合物（炭素数が五から七までのもの）に限る。

(イ) オレフィン（炭素数が五から七まで及び十三以上のもの）を除く。及びその混合物（炭素数が五から七

びその混合物に限る。）

(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)

オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及

びその混合物に限る。）

オレイン酸

オリーブ油

オクテン

オクチルアルデヒド

オクチルアルコール

(ロ) 二―エチルヘキサン酸

(イ) オクタン酸（二―エチルヘキサン酸を除く。）

—

—
○

—

—
○
○

—

—

—
○

—
○

—

二
五

—

(121)(120)(119)(118)(117)(116)	(115)(114)	(113)(112)(111)(110)	(109)
クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る）	吉草酸及び酪酸二―メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十重量パーセントのものに限る。）	キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。）	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）
クロトンアルデヒド	吉草酸	キシレン	カシユウナツツシエル油（未精製のものに限る。）
クレゾールナトリウム塩溶液		キシレン	
クレゾール			
魚油			
ぎ酸			

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	〇	二五	一	〇	一	一	一	一	一	一	一
一	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)	。	
グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のも のに限る。）	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のも のに限る。）	四―クロロ―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩 溶液	クロロホルム	クロロベンゼン	―三―オン	―（四―クロロフェニル）―四・四―ジメチルペンタン	クロロヒドリン（粗製のものに限る。）	オルトクロロニトロベンゼン	メタクロロトルエン	クロロトルエン	クロロスルホン酸
(イ)	(ロ)										
クロロトルエン（メタクロロトルエンを除く。）	メタクロロトルエン										

一 二五 一 二五 一 〇 一 二五 一 〇 一 〇 一

(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)	(132)
酢酸ノルマルプロピル	酢酸ノルマルオクチル	酢酸トリデシル	酢酸シクロヘキシル	酢酸二―エトキシエチル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	米ぬか油	こはく酸ジメチル	コールタールナフサソルベント	けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	の もの に限る。）		
											グリセリンモノオレイン酸	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下

一 一 一 一 二五 一 一 一 二五 一 一 〇 一 〇 一

(160)(159)(158)(157)(156) (155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)(148)(147)(146)

酢酸ビニル
酢酸ブチル
酢酸ヘキシル
酢酸ヘプチル
酢酸ベンジル
酢酸ペンチル
酢酸三―メトキシブチル
サフラワー油
サリチル酸メチル
酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）
一・二―酸化ブチレン
酸化プロピレン
シアバター
四塩化炭素
シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に

一 二五 一 二五 二五 二五 一 〇 一 〇 一 〇 一 二五

(170)(169)

脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）
直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の

（ロ） 脂肪酸（炭素数が十二以上のもので及びその混合物に限る。）

（イ） 脂肪酸（炭素数が八から十までのもので及びその混合物に限る。）

(168)(167)(166)(165)(164)(163)(162)(161)

の混合物に限る。）
脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもので及びそ

シクロペンテン

シクロペンタン

一・三―シクロペンタジエン二量体

シクロヘキシルアミン

シクロヘキサン

シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物

シクロヘキサノール

限る。）

一

一

一

一〇〇

一〇

一〇

一〇

一

一〇

一

一

		炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	
	(172)(171)	脂肪酸メチルエステル	一
		直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）	
	(イ)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。）	一〇
	(ロ)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十二及び十三のもの及びその混合物に限る。）	一〇〇
	(ハ)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。）	一
	(173)	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	一〇〇
	(174)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	一〇

<p>(175) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）</p>	<p>(176) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）</p>	<p>(177) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）</p>	<p>(178) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）</p>	<p>(179) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度</p>
<p>一〇〇</p>	<p>一〇〇</p>	<p>一</p>	<p>一〇〇</p>	<p>一〇〇</p>

(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	
二・六―ジエチルアニリン	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチレン	ジイソブチルケトン	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）	硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸	パラシメン	が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）

一	二五	一〇	一	一〇	一	一〇〇	一〇〇	一〇	一	一	一〇
---	----	----	---	----	---	-----	-----	----	---	---	----

(204)	(203)	(202)	(201)	(200)	(199)	(198)	(197)	(196)	(195)	(194)	(193)	(192)
二・二―ジクロロプロピオン酸	一・二―ジクロロプロパン	一・一―ジクロロプロパン	三・四―ジクロロ―一―ブテン	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノール	一・二―ジクロロエタン	一・四―ジオキサン	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール
一	一	一	一〇	一	一〇	一〇	一〇	二五	二五	一〇	一	一〇

(231)(230)(229)(228)	(227)(226)(225)	(224)(223)(222)(221)(220)(219)(218)	
石油スルホン酸ナトリウム	水酸化ナトリウム溶液	ジメチルエタノールアミン	
石炭酸油	水酸化カリウム溶液	ジメチルオクタン酸	
スルホラン	水酸化ナトリウム溶液	N・N－ジメチルシクロヘキシルアミン	
スチレン	水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	ジメチルジスルフィド	
	下のものに限る。）	ジメチルホルムアミド	
		ジメチルポリシロキサン	
		重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下	
一	一	一	一
二五	一	二五	一〇〇
一	一	一	一

(245)(244)(243)(242)(241)(240)(239)(238)(237)	(236)	(235)(234)(233)(232)
トール油	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに 限る。）	タロー
桐油 <small>とう</small>	テトラクロロエタン	タロー脂肪酸
とうもろこし油	テトラクロロエチレン	大豆油
デシルアルコール	テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物	チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセン ト以下のものに限る。）
デカヒドロナフタレン	テトラヒドロナフタレン	
一〇〇	二五	一
一〇〇	二五	一
一〇〇	一	一
一	一	一
一	一	一

(258)(257)(256)(255)	(254)(253)(252)(251)(250)(249)	(248)(247)	(246)
トリメチル酢酸	トリクロロエチレン	トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル	トリル油脂脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）
トリデカン酸	トリクロロエタン	トリエチルアミン	トリル油ピッチ
トリデカン	トリクロロエタン	一・三・五―トリオキサン	
一・二・三―トリクロロプロパン	一・一・二―トリクロロエタン	一・一・一―トリクロロエタン	
	一・一・二―トリクロロエタン		
	一・一・二―トリフルオロエタ		

一 〇 一 二五 一 〇 二五 一 一 二五 一 〇 一 一

(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)	
に 限 る。)	の 濃 度 が 十 五 重 量 パー セント 以上 のもの に限 る。)	ニ トロ エ タン 及び 一 ニ トロ プロ パン の混 合物 (それ ぞれ の濃 度が 四十 重量 パー セント 又は 八十 重量 パー セント のもの に限 る。)	ニ トロ エ タン	ニ トリ ロ 三 酢 酸 三 ナ トリ ウム 塩 溶 液	菜 種 油 脂 肪 酸 メ チ ル エ ス テ ル	菜 種 油	ド デ シル キ シ レン	ド デ シル アル コ ール	ド デ カン	トル エン ジ イ ソ シ ア ナ ート	トル エン ジ ア ミン	トル エン	オル ト トル イ ジン

一〇〇
 二五
 二五
 二五
 一〇〇

(283)(282)(281)(280)(279)(278)(277)(276)(275)(274)(273)(272)

- (イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）
- (ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十重量パーセントのものに限る。）
- オルトニトロトルエン
- パラニトロトルエン
- オルトニトロフェノール
- 一―ニトロプロパン
- 二―ニトロプロパン
- ニトロベンゼン
- 尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液
- 二硫化炭素
- ネオデカン酸
- ネオデカン酸ビニル
- ノナン酸
- ノニルアルコール

一〇 一 一〇 一 二五 一〇 二五 二五 二五 一〇 二五 二五 二五

(297)	(296)	(295)	(294)	(293)	(292)	(291)	(290)	(289)	(288)	(287)	(286)	(285)	(284)
パーム核油	パーム核ステアリン	パーム核オレイン	パームオレイン	バレルアルデヒド	発煙硫酸	廃硫酸	ノルマルヘキサン酸	ノルマルプロピルアルコール	ノルマルプロパノールアミン	ノルマルブチルエーテル	ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	ノネン	ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
一	一	一	一	一〇	二五	二五	一	二五	一	一	一	一〇	一〇

(312)(311)(310)(309)(308)(307)(306) (305)(304)(303)(302)(301)(300)(299)(298)

ピリジン	ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	ビス(ニークロロエチル)エーテル	ビス(ニークロロイソプロピル)エーテル	ひまわり油	ひまし油	リウム塩溶液	N―(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナト	パラフィンワックス	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	パーム油の分別物	パーム油脂脂肪酸メチルエステル	パーム油脂脂肪酸(蒸留物に限る。)	パーム油	パームステアリン
------	---------------------	------------------	---------------------	-------	------	--------	----------------------------	-----------	----------------------	----------	-----------------	-------------------	------	----------

一〇 二五 二五 二五 一 一 一 二五 一 一 一 一 一 一 一

	(313)	(314)	(315)	(316)	(317)	(318)	(319)	(320)	(321)	(322)	(323)	(324)	(325)	(326)
物に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重量パーセント以下のものに限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふつ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重量パーセント以下のものに限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジメチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジヘキシル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジヘプチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジエチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジトリデシル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジノニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノールのスルホン酸アルキルエステル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジイソオクチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジウンデシル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジエチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェニル—キシリルエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェニル—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—
○

(342)(341)(340)(339)(338)(337)(336)(335)(334)(333)(332)(331)(330)(329)(328)(327)

フルフラール
フルフリルアルコール
ブチルアミン
ブチルアルデヒド
ガンマブチロラクトン
分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）
プロピオニトリル
ベータプロピオラクトン
プロピオンアルデヒド
プロピオン酸
プロピオン酸エチル
プロピオン酸ノルマルブチル
プロピオン酸ノルマルペンチル
プロピルベンゼン
プロピレン三量体
一―ヘキサデシルナフタレン及び一・四―ビス（ヘキサデ

一 〇 〇 一 一 一 一 一 二五 二五 二五 二五 一 一 一 〇 二五

(356)(355)(354)(353)(352)	(351)(350)(349)(348)(347)(346)(345)(344)(343)	シル)ナフタレンの混合物
ペンタン	ヘキサメチレンイミン	
一・三―ペンタジエン	ヘキサメチレンジアミン及びその溶液	
ペンタクロロエタン	ヘキサメチレンジイソシアナート	
ペテロラタム	ヘキサン	
ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	一・六―ヘキサンジオール (蒸留物に限る。)	
含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。)	ヘキシルアルコール (メチルペンチルアルコールを除く。)	
	ヘプチルアルコール	
	ベンジルアルコール	
	ベンゼン (濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを	

一〇 一 二五 一 一 二五 一 一 一 一 一〇〇 一 二五 一

(365)	(364)	(363)	(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)
ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアミド	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジブチル	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
一	一	一	一〇	二五	二五	一	一	一

(371)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基に限る。）	—
(370)	ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物）	—
(369)	ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	— ○
(イ)	ジエチレントリアミン	—
(ロ)	ジエチレントリアミン	—
(イ)	（イ） ポリエチレンポリアミン（ジエチレントリアミン及びペ ンタエチレンヘキサミンを除く。）	— ○
(368)	（ロ） ジエチレントリアミン	—
(367)	（イ） ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除 く。）	—
(367)	（ロ） ジエチレントリアミン	—
(366)	（イ） ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混 合物に限る。）	—
(366)	（ロ） ジエチレントリアミン	—
(366)	（イ） ポリエチレンポリアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十か ら十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶 液	—

- (372) の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)
- (372) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (373) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (374) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (375) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (376) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (377) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (378) ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る）

—

—

—

—

—

—

—

(392)	(391)	(390)	(389)	(388)	(387)	(386)	(385)	(384)	(383)	(382)	(381)	(380)	(379)	。	
メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリ	メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物	メタクリル酸	無水マレイン酸	無水ポリオレフィン	無水プロピオン酸	無水フタル酸	マンゴー核油	ポリメチレンポリフェニルイソシアナート	ポリ硫酸第二鉄溶液	限る。 (ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に	ポリブテン	ポリブテニルこはく酸イミド	ポリシロキサン)

一
〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

(402)(401)(400)(399)	(398)	(397)(396)	(395)	(394)(393)
メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のも	二十までのもの及びその混合物に限る。） メタクリル酸メチル メタクリル樹脂の一・二―ジクロロエタン溶液 メタクリロニトリル	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン―プロピレン共重合体の混合物 メタクリル酸ノニル メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物	ル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物 メタクリル酸エチル メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物

二五 一 二五 一 一 〇 一 一 一

(416)	(415)	(414)	(413)	(412)	(411)	(410)	(409)	(408)	(407)	(406)	(405)	(404)	(403)	の に 限 る。)
モルホリン	二十のものに限る。)	綿実油	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン (重合度が	メチルブチルケトン (メチルイソブチルケトンを除く。)	メチルブテノール	N-メチル-ニピロリドン	三-(メチルチオ)プロピオンアルデヒド	アルファメチルスチレン	メチルジエタノールアミン	メチルシクロペンタジエン二量体	メチルシクロヘキササン	ニ-メチル-六-エチルアニリン	ニ-メチル-五-エチルピリジン	メチルアルコール
一	一〇	一	一	二五	二五	二五	二五	一	一	一	一	一	二五	

(429)	(428)	(427)(426)	(425)(424)(423)(422)(421)(420)(419)(418)(417)																	
硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下	炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。） 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の	ニアを含むものに限る。） ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモ	落花生油 のに限る。） ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のも	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸エチル	酪酸	ラード	やし油脂脂肪酸メチルエステル	やし油脂脂肪酸	やし油									
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三 乙 類	<p>(441)(440)(439)(438)(437)(436)(435)(434)(433) (432) (431)(430)</p> <p>のものに限る。)</p> <p>硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液</p> <p>硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）</p> <p>硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）</p> <p>硫酸</p> <p>硫酸アルミニウム溶液</p> <p>硫酸ジエチル</p> <p>磷酸水素ジ―ニ―エチルヘキシル</p> <p>磷酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。）</p> <p>磷酸トリブチル</p> <p>レジン油（蒸留物に限る。）</p> <p>ロジン</p> <p>ワックス（パラフィンワックスを除く。）</p>
○	<p>一</p> <p>一〇</p> <p>二五</p> <p>一〇</p> <p>一〇〇</p> <p>一</p> <p>二五</p> <p>一〇</p> <p>二五</p> <p>一〇</p> <p>一</p> <p>一〇</p>

<p>物質 でない</p>	<p>物質</p>
<p>四 有害 令別表第一の二第一号から第十二号までに掲げる物質</p>	
<p>○</p>	<p></p>